

管理組合の管理・運営を支援！

# マンション管理士を

派

遣

します



## 申込できる方

費用

無料

- 久留米市内の分譲マンションの管理組合の役員
- 管理組合が組織されていないマンションの区分所有者

## 相談できる内容

管理組合の運営・経理

管理規約

管理委託契約

長期修繕計画

大規模修繕計画

耐震・建替え

管理計画認定制度

総会（理事会）の準備、議事録

# 派遣制度の内容

## ○ 派遣回数

管理組合につき、年間1回

## ○ 派遣するマンション管理士

1名

## ○ 派遣時間

3時間 以内

## ○ 派遣予定数

先着10件

## ○ 派遣場所

マンション内集会室、管理事務室、その他集会場等

## 申込の流れ

①

市に  
申請書を  
提出

②

マンション  
管理士と  
日程調整

③

マンション  
管理士  
派遣

④

市に  
報告書を  
提出

## 申込方法

理事会の合意後、「マンション管理士派遣申請書」に必要事項を記入し、下記のお問合せ先まで、持参、郵送、ファックス又はメールで申し込んでください。

※申請書は、ホームページでダウンロードできます。



お問合せ先

**久留米市 都市建設部 住宅政策課**

TEL: 0942-30-9139 FAX: 0942-30-9743

E-mail: [housing@city.kurume.lg.jp](mailto:housing@city.kurume.lg.jp)

[市ホームページに詳細を掲載](#)

久留米市 マンション管理士派遣

検索